

# 鳥取県立白兔養護学校いじめ防止基本方針

鳥取県立白兔養護学校

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な認識

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

### (2) いじめに対する基本的な認識 「しない・させない・見逃さない」

すべての児童生徒と教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識をもつ。

- ① いじめは「しない・させない・見逃さない」を大原則とする。
- ② いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、校内だけでなく家庭や関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。

## 2 学校いじめ対策組織

### (1) 校内体制

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

#### ① 構成員

- ・学校：校長、副校長、教頭、主幹教諭、各学部主事・訪問主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、SC、SSW
- ＊必要に応じて学部の生徒指導担当、人権教育主任、該当学年主任・担任、PTA会長、スクールサポーター等を招集する

#### ② 取組内容等

- ・基本方針に基づく取組・計画作成、取組内容の評価
- ・相談窓口、情報収集、記録、共有  
情報共有として、毎月第2週の企画委員会前に「いじめ防止対策等委員会」を行う。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。**(別紙1 対応の流れ図)**  
教育委員会等との外部機関と連携を図る。

### (2) 年間の運営計画（別表）

## 3 具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

全ての児童生徒が安心して学べる教育環境づくりに努める

- ① いじめに対する学校全体の理解と集団づくり
- ② 一人一人に応じたわかりやすい授業づくり
- ③ 学習規律や生活のきまりなどの徹底
- ④ 体験活動を通じた人権教育や道徳教育の充実

④ 情報モラル教育の推進

- ・児童生徒及び保護者が、SNS等のインターネット上のいじめを防止及び効果的に対処できるよう情報モラル研修会等を行う。

⑥ 教職員の資質の向上

- ・いじめ防止や早期発見等に関する研修を実施する。

(2) 早期発見に向けた取組

① いじめの調査や教育相談等の計画的な実施（SOSの出し方教育の推進）

- ・「不登校・いじめ等気になる児童生徒を早期に発見するための教師の視点チェックシート」を毎月実施する。
- ・いじめに関するアンケート（生活アンケート）と定期的な面談を実施する。
- \*保存期間：生活アンケート回答用紙（卒業時）、回答取りまとめ文書（5年間）
- ・相談などを通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査
- ・SCを活用し、連携する
- ・いじめの相談窓口の設置（小・中・高）や外部の相談窓口を集会等で知らせる。

② 情報収集・共有

- ・学年主任もしくは生徒指導担当が「児童生徒情報共有シート」を入力する。主事に報告し、スクリーニング会議をする。（いじめを疑う事案が発生した時に行う）
- ・「児童生徒情報共有シート」と「不登校・いじめ等気になる児童生徒早期発見のための教師の視点チェックシート」を活用し、スクリーニング会議で適切な対応を迅速に行う。
- \*通常は学部Co、教育相談担当、生徒指導担当、養護教諭で毎月1回実施する。

③ 保護者との連携体制づくり

- ・いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、PTA総会で取組について説明する。

(3) 早期解決に向けた取組

- いじめ問題を発見したときには、個人で判断せず、直ちに学年主任や情報集約担当（生徒指導担当）に報告する。情報集約担当は、管理職に報告、相談を行う。
- 状況によっては緊急にいじめ防止等対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめとして認知するか、対応・解決方針を決定する。学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- いじめを行った児童生徒とその保護者に、事実関係と今後の対応を正確に伝える。
- いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、SCや養護教諭等と連携を取りながら、指導を行う。
- 学校内だけでなく、関係機関や専門家と協力して解決にあたる。

## 4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒の保護者からいじめにより重大な被害が生じた申し出があった場合は、教育委員会に報告し、協議の上、対処を行う。

- 事実関係を明確にするために、的確な情報収集、調査等を実施する。
- いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係など必要な情報を適切に提供する。
- 臨時職員会を開き、全職員に対応や指導方針の共通理解を図り、チームとして対応する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察署と連携してこれに対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは警察署に通報し、適切に、援助を求める

## 5 その他留意事項等

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

付則

この規定は、令和元年3月24日改訂

(別表)

### いじめ防止等対策委員会（組織）

| 会議の区別<br>と内容                          |   | A 通年対策                | B 定例        | C 臨時・緊急的な会議等 |             |                   |
|---------------------------------------|---|-----------------------|-------------|--------------|-------------|-------------------|
|                                       |   | 年間計画の<br>作成・検<br>証・修正 | 情報収集・<br>共有 | いじめの<br>疑い発生 | 重大事態<br>発生時 | 対処事案<br>の経過確<br>認 |
| 対応方針決定<br>指導・支援体制                     |   |                       |             |              |             |                   |
| 本校<br>の<br>実<br>情<br>に<br>応<br>じ<br>て | 管理職<br>主幹教諭<br>各学部主事・<br>訪問主任<br>生徒指導主事<br>養護教諭<br>教育相談担当<br>SSW、SC | ○                     | ○           | ○            | ○           | ○                 |
|                                       | 該当児童生徒に関係<br>ある教職員（生徒指<br>導担当、学年主任・<br>学級担任・人権教育<br>主任等）            |                       |             | ○            | ○           | ○                 |
| 必<br>要<br>に<br>応<br>じ<br>て            | 外部専門家   | ○                     |             |              | ○           | ○                 |
|                                       | 保護者代表   | ○                     |             |              | ○           | ○                 |
|                                       | 教育委員会   | ○ 報告                  |             |              | ○           | ○                 |

### 年間の運営計画

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3  |
|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|----|
| 会 | A | B | B | B | B | B | B  | B  | B  | B | B | AB |

開催期日

毎月第2週 企画委員会前